

Press Release

沖縄労働局発表
令和7年9月9日

担当
沖縄労働局労働基準部 健康安全課
課長 矢吹 陽子
課長補佐 大城 勇
電話:098 (868) 4402

令和6年 職場における定期健康診断実施結果について ～有所見率（70.7% ※¹）は令和5年に比べ0.1ポイント改善～ ～9月は職場の健康診断実施強化月間です～

沖縄労働局（局長 しばた えいじろう 柴田 栄二郎）は、事業場から労働基準監督署あてに提出された定期健康診断結果報告書※²に基づき、令和6年の定期健康診断実施結果を取りまとめました。

（※1）「有所見率」とは、定期健康診断を受診した労働者のうち健康診断の項目に何らかの異常の所見がある者の占める割合をいう。

（※2）延べ1,077事業場から提出があったもの（受診者108,795人）。

1 ポイント

(1) 有所見率は全国ワースト2位（資料①、②参照）

- ① 有所見率は前年比 0.1ポイント改善の70.7%となり、平成23年から令和4年までの全国最下位から抜け出し、令和5年に引き続き全国ワースト2位となった。
- ② 県内の有所見率と全国平均値との差は11.3ポイントとなり、令和5年に比べ0.6ポイント縮まった。

(2) 健診項目別の有所見率（資料③ 参照）

血中脂質が39.9%（全国平均値31.2%）、次いで血圧25.4%（全国平均値18.4%）、肝機能24.2%（全国平均値16.2%）の順で高い。また、尿（糖）を除く全ての健診項目の有所見率が全国平均値より高い。

(3) 業種別の有所見率（資料④ 参照）

県内の全業種平均値（70.7%）と比べ、製造業（80.3%）、運輸交通業（76.8%）、建設業（75.0%）等において有所見率が高い。

2 沖縄労働局の取組み

令和5年度から5か年の計画である「沖縄労働局第14次労働災害防止計画」において、働き盛り世代の健康づくり対策の推進の目標として、定期健康診断結果の有所見率の全国平均との差を令和4年と比較して令和9年までにその拡大に歯止めをかけることを掲げており、以下について取り組んでいく。

- (1) 「うちなー健康経営宣言」登録事業場数を令和9年までに5,000件以上とするため、登録の周知・勧奨を行う。(資料⑤参照)

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の商標登録です。

- (2) 健康診断結果に基づく保健指導や、病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援などの必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。そのため、

- ① 産業医、衛生管理者、衛生推進者の選任等の指導
- ② 定期健康診断について
 - ・ 定期健康診断の実施と、その結果通知の徹底
 - ・ 実施後の措置について、有所見者に対しては、医師による意見聴取の徹底
- ③ 事業者・産業保健スタッフ等に対して沖縄産業保健総合支援センターや地域産業保健センターの利用勧奨を積極的に行う。

- (3) 令和7年度全国労働衛生週間（9月準備期間、10月1日から10月7日本週間）の周知等を行う。

今年のスローガンは「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」である。(資料⑥)

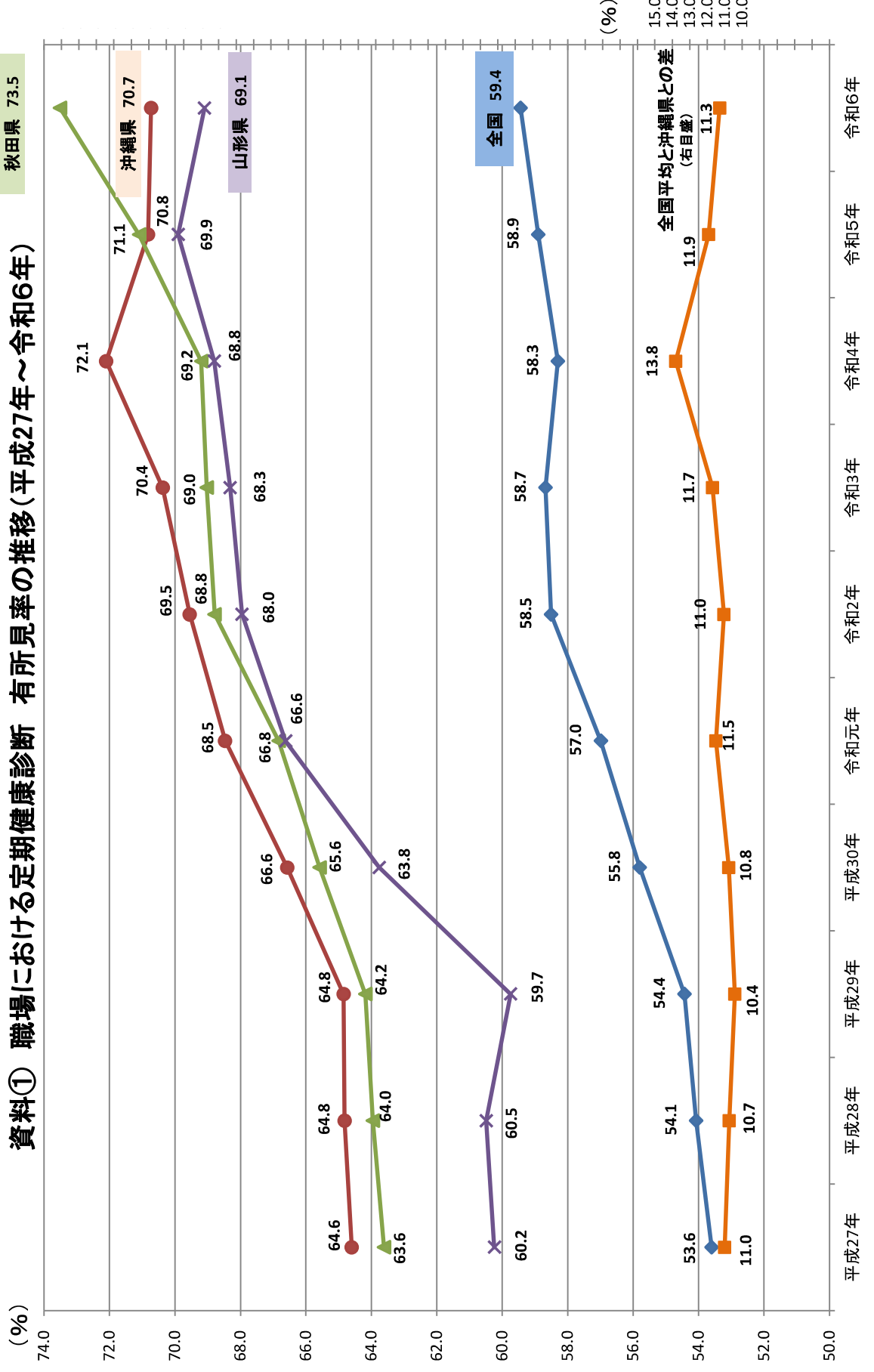
- (4) 「職場の健康診断実施強化月間（9月）」の取組について、関係団体へ周知するとともに、事業者に対して周知・指導を行う。(資料⑦参照)

〔添付資料〕

- ① 職場における定期健康診断 有所見率の推移（平成27年～令和6年）
- ② 令和6年定期健康診断実施結果（都道府県別）
- ③ 職場における定期健康診断 項目別有所見率（令和6年）
- ④ 職場における定期健康診断 業種別有所見率（令和2年～令和6年、高有所見率順）
- ⑤ うちなー健康経営宣言（リーフレット）
- ⑥ 第76回全国労働衛生週間（リーフレット）
- ⑦ 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です（リーフレット）

資料① 職場における定期健康診断 有所見率の推移(平成27年～令和6年)

秋田県 73.5



出典：厚生労働省「定期健康診断結果調」

(注) 平成28年～平成30年については、厚生労働省において数字を修正している。

(注) 令和4年分については、令和4年10月の労働安全衛生規則の改正前後の有所見率を各期間で加重平均した推計値である。

(令和4年有所見率) = (令和4年1～9月の有所見率) × 0.75 + (令和4年10～12月の有所見率) × 0.25

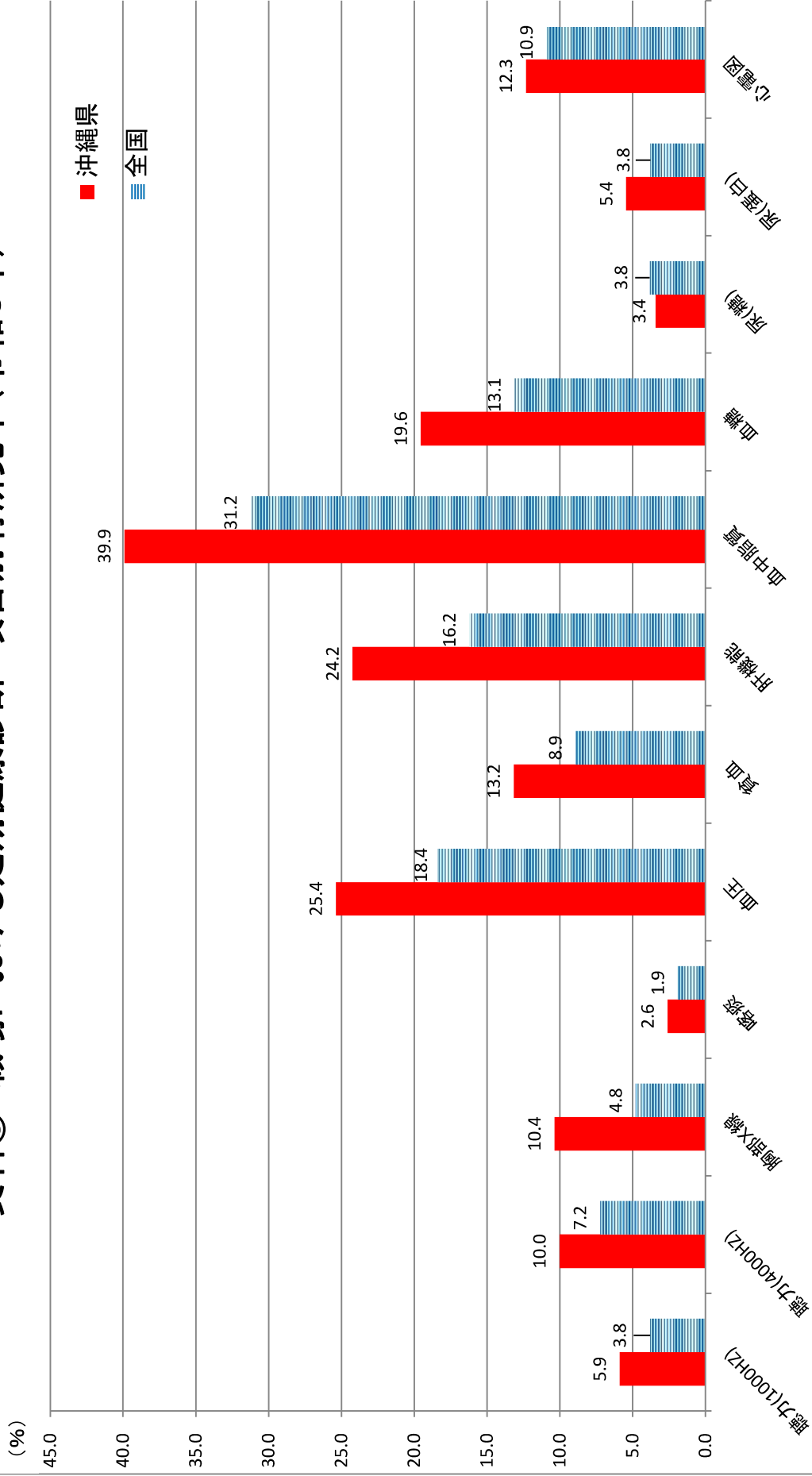
資料② 令和6年定期健康診断実施結果(都道府県別)

都 道 府 県		健診実施事業場数		受診者数	所見のあった者	
					人 数	有所見率(%)
01	北 海 道	4,630	(1,435)	415,819	265,170	63.8
02	青 森	1,263	(614)	119,419	81,246	68.0
03	岩 手	1,377	(711)	138,923	90,404	65.1
04	宮 城	2,333	(785)	217,603	141,393	65.0
05	秋 田	888	(413)	82,633	60,746	73.5
06	山 形	1,158	(451)	111,857	77,298	69.1
07	福 島	1,981	(817)	188,168	116,020	61.7
08	茨 城	2,489	(974)	283,688	174,135	61.4
09	栃 木	2,014	(763)	215,844	136,589	63.3
10	群 馬	2,081	(777)	201,534	121,595	60.3
11	埼 玉	5,492	(1,816)	522,007	319,300	61.2
12	千 葉	4,561	(1,556)	464,126	262,496	56.6
13	東 京	15,058	(3,892)	2,046,965	1,160,145	56.7
14	神 奈 川	6,436	(2,221)	706,871	429,108	60.7
15	新 潟	2,483	(1,042)	228,654	126,563	55.4
16	富 山	1,332	(529)	137,462	86,005	62.6
17	石 川	1,258	(431)	123,725	71,365	57.7
18	福 井	990	(508)	87,621	53,266	60.8
19	山 梨	912	(330)	84,224	52,787	62.7
20	長 野	2,128	(781)	194,556	112,531	57.8
21	岐 阜	2,187	(818)	207,391	125,665	60.6
22	静 岡	4,110	(1,584)	439,099	267,019	60.8
23	愛 知	8,863	(3,205)	1,096,125	613,107	55.9
24	三 重	1,878	(832)	205,746	113,809	55.3
25	滋 賀	1,628	(614)	172,308	90,741	52.7
26	京 都	2,558	(960)	262,061	158,794	60.6
27	大 阪	9,009	(2,713)	969,074	555,632	57.3
28	兵 庫	5,461	(2,160)	552,264	323,967	58.7
29	奈 良	1,005	(372)	92,154	55,957	60.7
30	和 歌 山	769	(308)	74,344	46,684	62.8
31	鳥 取	614	(320)	52,378	31,489	60.1
32	島 根	636	(266)	58,214	36,894	63.4
33	岡 山	2,029	(873)	194,526	115,453	59.4
34	広 島	3,007	(1,328)	291,731	178,350	61.1
35	山 口	1,283	(574)	144,970	83,044	57.3
36	徳 島	631	(278)	61,197	38,194	62.4
37	香 川	972	(442)	95,126	58,970	62.0
38	愛 媛	1,227	(459)	118,507	67,766	57.2
39	高 知	522	(208)	47,891	31,435	65.6
40	福 岡	4,794	(1,674)	491,091	292,784	59.6
41	佐 賀	889	(345)	88,987	55,356	62.2
42	長 崎	970	(407)	95,467	61,658	64.6
43	熊 本	1,442	(585)	142,714	88,596	62.1
44	大 分	995	(416)	103,184	64,144	62.2
45	宮 崎	890	(286)	83,695	50,739	60.6
46	鹿 児 島	1,307	(526)	134,198	79,462	59.2
47	沖 縄	1,077	(373)	108,795	76,949	70.7
合 計		121,617	(43,772)	12,954,936	7,700,820	59.4

資料:定期健康診断結果調

(注) 1 「健康診断実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。
2 ()内は年2回以上健診を実施した事業場数で内数である。

資料③ 職場における定期健康診断 項目別有所見率(令和6年)



出典：厚生労働省「定期健康診断結果調」、沖縄労働局「定期健康診断結果調」

資料④ 職場における定期健康診断 業種別有所見率（令和2年～令和6年、高有所見率順）

（左：業種 右：有所見率（％））

令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年			
1 製	造 業	77.5	1 製	造 業	80.6	1 製	造 業	81.8	1 製	造 業	80.3
2 運	輸 交 通 業	77.2	2 建	設 業	75.3	2 清 掃 ・ と 畜 業	78.4	2 清 掃 ・ と 畜 業	80.6	2 運 輸 交 通 業	76.8
3 建	設 業	73.0	3 運	輸 交 通 業	74.7	3 運 輸 交 通 業	74.9	3 運 輸 交 通 業	75.7	3 建 設 業	75.0
4 商	業	72.9	4 商	業	73.2	4 商 業	74.2	4 商 業	72.9	4 そ の 他 の 事 業	73.8
5 清 掃 ・ と 畜 業	72.7	5 そ の 他 の 事 業	71.7	5 そ の 他 の 事 業	73.1	5 そ の 他 の 事 業	72.6	5 商 業	73.0	5 商 業	73.0
全 業 種 平 均	69.5	全 業 種 平 均	70.4	全 業 種 平 均	72.1	全 業 種 平 均	70.8	全 業 種 平 均	70.7		

（注） 令和4年については、令和4年10月の労働安全衛生規則の改正前後の有所見率を各期間で加重平均した推計値である。

（令和4年有所見率）＝（令和4年1～9月の有所見率）× 0.75＋（令和4年10～12月の有所見率）× 0.25

（注） 受診者数1,000人以上の業種を対象とする。

出典：沖縄労働局「定期健康診断結果調」

「事業所カルテ」

【協会けんぽ加入事業場】

貴社の健診受診率や生活習慣病リスクなどを協会けんぽ全支部や沖縄支部、同業態と比較した「事業所カルテ(健康度診断結果)」を毎年提供します。健康課題の把握にご活用ください。

※被保険者数などにより、ご提供できない場合があります。

【協会けんぽ以外の事業場】

個人が特定されない範囲の健診情報を別途「健診情報提供書」として協会けんぽへ提供いただくことで、活用することができます。

※ご提供いただく内容：自社の健診受診者数と生活習慣病に関する検査項目の有所見者数、喫煙者数等

※事業所カルテは協会けんぽ加入事業場でも健康保険の適用事業場単位で作成しております。

営業所・支店等で宣言された場合は、事業所カルテをご提供できないことをご了承願います。

「うちなー健康経営ニュースレター」

健康に関する情報、健康づくりに積極的に取り組む宣言事業場の好事例などをご紹介いたします。

「がんじゅう沖縄(メルマガ)」

希望される方に産業保健に関する最新情報を毎月提供します。

「健康づくりのアドバイス」

協会けんぽの保健師や管理栄養士などの専門スタッフが、事業場の健康づくりへの取り組みについて、相談に対応します。お気軽にご利用ください。

「その他」

【沖縄県医師会】 <http://www.okinawa.med.or.jp/>

・医師による高血圧予防などの健康講話や健康相談を行います。

【沖縄産業保健総合支援センター】 <https://www.okinawas.johas.go.jp/>

・50人未満の事業場向けに、健康診断で有所見となった従業員の必要な措置について、医師からの意見聴取ができます。

・保健師が事業場を訪問し、保健指導や健康講話を行います。

・産業保健に関する様々なテーマの研修を行っています。

・メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援に関する相談に対応いたします。

【協会けんぽ】 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/>

※原則、加入事業場への支援

・保健師・管理栄養士が事業場を訪問し、特定保健指導や健康講話を行います。

・事業場内に展示して、健康への意識を高めてもらえるようなフードモデル(食品模型)や脂肪1kg実物大モデル、禁煙指導用肺モデル等のレンタルをいたします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会 沖縄支部 TEL 098-951-2211(音声ガイダンス4)

沖縄労働局 健康安全課 TEL 098-868-4402



全国健康保険協会 沖縄支部

2022.05

うちなー健康経営宣言!

沖縄県内の働き盛り世代における健康づくりをサポートするため、令和3年3月に関係機関5者『沖縄県・沖縄労働局・沖縄県医師会・沖縄産業保健総合支援センター・全国健康保険協会(協会けんぽ) 沖縄支部』にて包括的連携に関する協定を締結しました。これを機に、沖縄労働局で行っていた「ひやかか健康宣言」と協会けんぽ沖縄支部の「福寿うちなー健康宣言」を「うちなー健康経営宣言」に統一し、令和3年4月1日より関係機関一体となって健康経営[※]に取り組む事業場をサポートいたします!

※「健康経営[※]」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



健康経営とは

従業員の健康を重要な経営資源と捉え積極的に従業員の健康増進に取り組む企業経営スタイルのことです。

ポイント1

労働生産性の向上
従業員の病気リスク軽減

ポイント2

組織の活性化
モチベーション向上

ポイント3

企業イメージUP!

ポイント4

優秀な人材の獲得と定着

健康経営実践のポイントは2つ

POINT 01

事業場の代表者が健康経営を実践することを決意し、それを社内外に広く公表すること

POINT 02

取組を実践していくこと
健診結果に基づき、事業場の健康課題を抽出し、その課題を改善するための効果的な

健康経営宣言の見える化

沖縄労働局のホームページに事業場名や事業場全体の取組内容(代表者メッセージ)等を掲載することで、貴社が健康経営を実践している事業場であることを見える化(可視化)します。

健康課題等の把握

協会けんぽが保有する健診結果^(注)を活用して、年に一度「事業所カルテ」を発行します。このカルテにより事業場の健康課題の把握や、取組み後の改善効果を確認することが可能となります。

(注) 協会けんぽは加入以外の事業場は個人情報上の問題のない健診結果情報を提供していただくことが前提となります

貴事業場



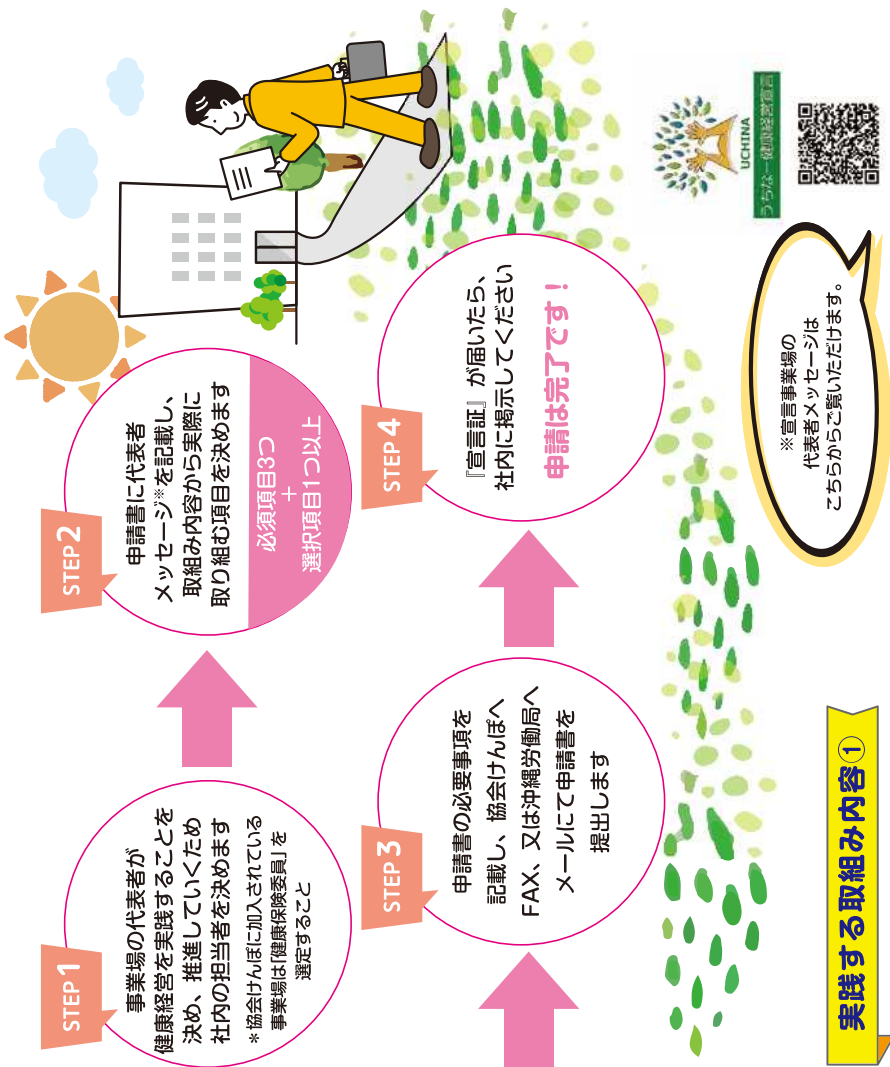
「うちなー健康経営宣言」では、実践のサポートが受けられるため、効果的に健康経営に取り組むことができます!

健康づくりサポートは5者で行います!



申請の流れ

取組みはサポートメニューも活用しながら実践へ!!



実践する取組み内容①

取組み内容は、必須項目と選択項目があります。選択項目は1つ以上を選んでいただきます。

必須項目

次の3つは、法律に基づき必ず取り組んでいただく内容です (注)

- * 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上該当する従業員全てに健康診断を受診させる
- * 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる
- * 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聞いた上で、就業上の必要な措置を行う (労働者50人未満の事業場は地域産業保健センターをご利用いただけます)

(注) 「労働安全衛生法」や「高齢者の医療の確保に関する法律」が適用される事業場

実践する取組み内容②

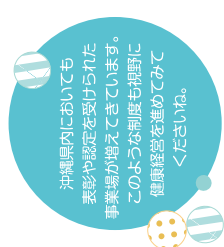
次の①から⑬までの中から、取り組む内容を1つ以上選んでください。
取組み例を参考に自社の健康課題や取り組みをそこからスタートしてみよう!

選択項目

選択項目	取組み例	おすすめポイント
① 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む	・ 該当する従業員に再検査や治療等の受診を「見える化」することができ、まだ担当者が見えなくても継続させることができます	就業規則に盛り込むことで、全社員が健康問題に取り組まなければならないことについて「見える化」することができ、まだ担当者が代わっても継続させることができます
② 従業員の家族の健診受診を奨励する	・ 従業員から家族に受診の声掛けをする ・ 協会けんぽと事業場代表者との連名で受診勧奨文を個別通知する	ご家族がともに健康であることは安心して働く上でも重要な取り組みです
③ 健康増進に関する数値目標を設定する (任意)	・ 全従業員1日8,000歩以上歩く ・ メタボリスクを前年度より5%減少させる	事業所カルテを活用し健康課題を把握すると具体的な数値目標が立てやすくなります
④ 従業員に対して、健康意識を向上させる取り組みを行う	・ 朝礼や会議、回覧等で健康に関する情報発信 ・ 栄養や運動、飲酒やメンタルヘルス等に関する研修会の実施	産業医や産業保健スタッフ、協会けんぽ等にご相談ください
⑤ 食生活の改善に取り組む	・ ヘルシー弁当の利用を勧める ・ 自販機の飲料は低糖・無糖へ変更する ・ おやつや飲み物の置き換え	メタボや血圧、血糖等の有所見者が多い事業場にお勧めの習慣を変えるきっかけづくりになります
⑥ 運動機会の増進に取り組む	・ 職場で、時間を決めてラジカセ体操を実施する ・ スポーツクラブ等の利用補助	体調の確認、健康維持やリフレッシュ効果があり、取り組んでいる事業場が増えています
⑦ 禁煙や受動喫煙防止に取り組む	・ 敷地内禁煙、屋内禁煙の実施 ・ 禁煙希望者へ禁煙外来費用の一部補助	法改正もあり、受動喫煙防止対策は徹底していきましょう
⑧ 適正飲酒対策に取り組む	・ 就業前に呼気中アルコール濃度のチェックをする ・ 職場の飲み会は一次会までにする	所機能リスクの高い事業場や車を運転する方が多い場合は積極的に取り組みましょう
⑨ 血圧管理に取り組む	・ 血圧計を設置し、正常範囲の周知と就業前の測定により正常範囲を超えている場合は、上司へ報告をする ・ 高血圧者の体調確認や定期通院のための時間確保	沖縄県では高血圧関連の病気で65歳未満の方が他県より多くなくなっています。高血圧の有所見者が多い場合は事業場として高血圧対策を考えましょう
⑩ 感染症予防に取り組む	・ 手洗い、消毒の奨励と衛生品の確保 ・ マスク着用の励行 ・ 予防接種場所の提供、予防接種に係る時間の出動扱い	感染症予防は従業員と顧客や関係先を守るためにも大切な取組みです
⑪ 時間外勤務の削減や有給休暇取得を促進する	・ ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得を勧める	仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりにつながります
⑫ メンタルヘルス対策に取り組む	・ メンタルヘルスに関する相談窓口の設置と周知 ・ メンタルヘルス不調者への対応	職場の環境改善を目指し、沖縄産業保健総合支援センターを活用しましょう
⑬ 治療と仕事の両立支援に取り組む	・ 治療と仕事の両立支援に関する相談窓口の設置と周知 ・ 両立支援担当者を対象にした研修の実施 ・ 両立支援に取り組む事業場の体制づくり、環境整備をする	治療と仕事の両立支援は社員の離職率の低下、生産性の向上につながります
⑭ その他 (任意で設定)		①～⑬に当てはまらない内容は、自由に設定してください

宣言後は...

- 積極的に取り組まれている事業場には申請により次のような認定・表彰制度があります!
- **沖縄県健康づくり表彰 (がんじゅろうさびら表彰)**
 - **健康経営優良法人認定制度**
- 健康づくりに積極的に取り組み、顕著な実績を上げた事業場や地域団体を表彰します。
- 経済産業省が創設した認定制度で、健康経営に取組んでいる優秀な大企業や中小企業が、定められた基準に基づき認定されます。



第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen/eisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」
※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体がコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等
（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等
（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。
安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



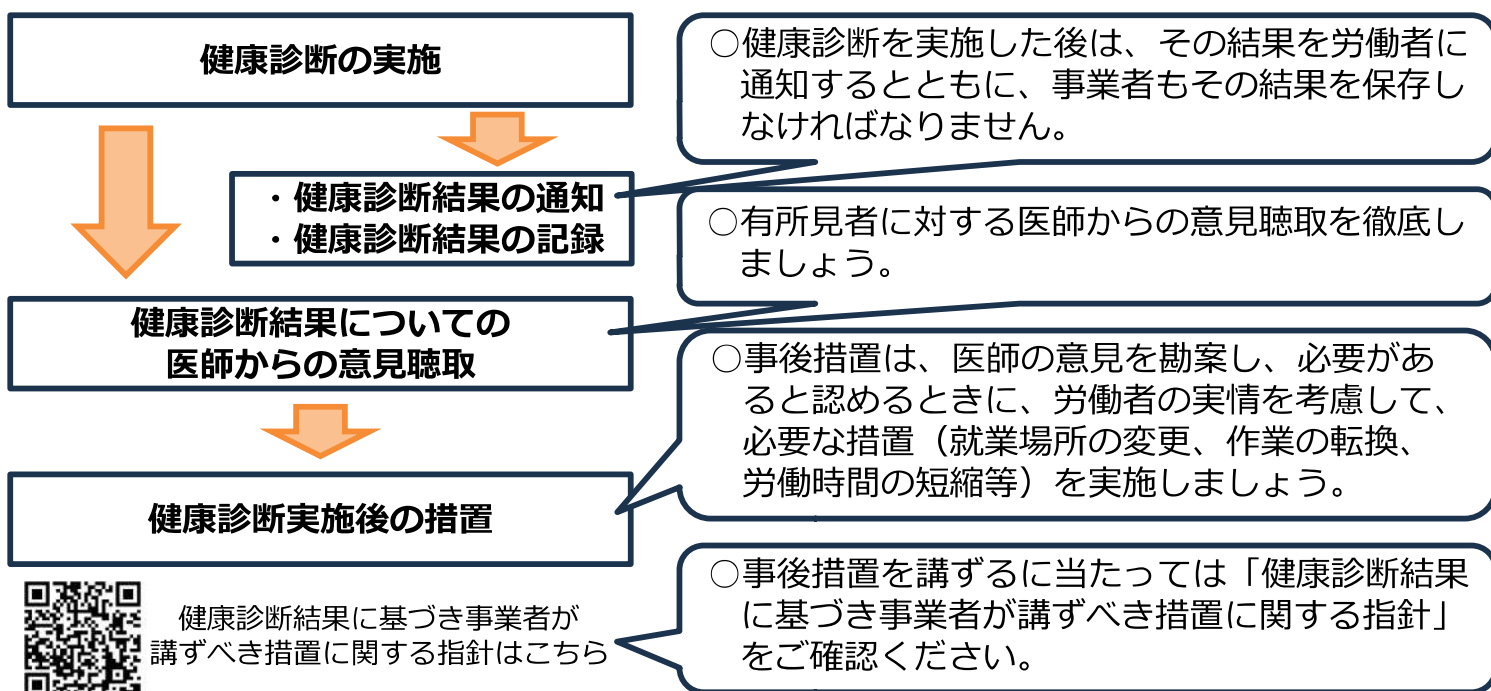
9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

- 医療保険者※¹から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※²等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※¹：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※²：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



【重点事項】

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

【その他の産業保健に関する取組の周知・啓発】

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項の指導等と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行うこと。

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）等に基づく取組の推進
 - (ア) 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
 - (イ) 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」（①）（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発（②）
 - (ウ) 労働者の高齢化を踏まえた取組については、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）（令和2年3月16日策定）に基づく取組
- (2) 職場におけるがん検診の推進
 - (ア) 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨（③）
 - (イ) 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び別添4のリーフレットを活用した周知
 - (ウ) 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
 - (エ) 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (3) 女性の健康課題に関する理解の促進
 - (ア) 別添6のリーフレットを活用した産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
 - (イ) 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」（④）や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」（⑤）の活用
 - (ウ) 令和5年5月19日付け基安発0519第4号「転倒災害防止対策の推進について」及び別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (4) 口腔の健康の保持増進

令和7年7月1日付け基安労発0701第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勧奨リーフレット（⑥）を活用した歯科受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
 - (ア) アイフレイルチェックリスト（⑦）や6つのチェックツール（⑧）を活用した目のセルフチェックの推進
 - (イ) 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診（⑨、⑩、⑪）の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
 - (ア) 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
 - (イ) 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
 - (ウ) 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知



※本月間に係る通知本文や別添をご参照されたい場合はこちらをご覧ください。⇒

※上記で参照している資料（①～⑪）や別添のリンク先はそれぞれ、右欄・下欄の対象QRコードをご覧ください。（リンク先の参照等の関係で、一部通達の表記を加工しています。）

（別添2）



（別添3）



（別添4）



（別添5）



（別添6）



（別添7）



（別添8）



（①）



（②）



（③）



（④）



（⑤）



（⑥）



（⑦）



（⑧）



（⑨）



（⑩）



（⑪）

